

公費負担受給

(開始・停止)の

届出をお願いします



医療費助成事業の適用状況について、確認の調査を5月に実施します。

組合員や被扶養者が市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受けなくなったときは、共済組合へ公費負担受給(開始・停止)の届出をお願いします。

共済組合では、組合員や被扶養者が病院で診療を受けた時の自己負担額が2万5千円を超える場合には、診療報酬明細書(レセプト)に基づいて「一部負担金払戻金」、「家族療養費附加金」及び「家族訪問看護療養費附加金」(以下「一部負担金払戻金等」という。)として、その自己負担額の一部を払い戻しています。

しかし、市区町村の条例に基づいて医療費助成の適用を受けている組合員や被扶養者は、受診時の自己負担に対し補助がありますので、共済組合は現に支払った額を基に一部負担金払戻金等の給付をすることになります。

そこで、一部負担金払戻金等の適正な給付を行うため、市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受け

なくなったときは、公費負担受給(開始・停止)の届出をお願いします。

【届出手続き】

所属所共済事務担当者を通じて、公費負担受給報告書を共済組合へ提出してください。

【注意事項】

医療費助成の適用を受けているにもかかわらず、一部負担金払戻金等が誤って支給された場合、当該一部負担金払戻金等は返還していただくこととなりますので、届出を忘れないようにお願いします。

【問い合わせ先】

保健課医療厚生係
TEL089(945)6318

市区町村の医療費助成

届出不要

県内市町の乳幼児医療費助成
(※特別な乳幼児医療費助成については、届出が必要です。)

〈公費負担受給報告書〉
届出必要

市区町村において設けられた特別な医療費助成

県外市区町村の乳幼児医療制度

母子家庭医療費助成

重度心身障害者医療費助成

公費負担受給(開始・停止)報告書

氏名	性別	生年月日	住所	所属共済組合	医療費助成の種類	開始年月	停止年月	備考
山田 太郎	男	1980年1月1日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 次郎	男	1985年3月5日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 三郎	男	1990年7月10日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 四郎	男	1995年11月15日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 五郎	男	2000年5月20日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 六郎	男	2005年9月25日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 七郎	男	2010年1月30日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 八郎	男	2015年5月5日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	
山田 九郎	男	2020年9月10日	東京都千代田区	共済組合	特別医療費助成	2018年1月	2019年12月	

※ 報告書は、医療費助成の種類ごとに別紙で提出してください。

申請書に記入した内容が正しいかどうかを確認するために、5月に調査を行います。

申請書に記入した内容が正しいかどうかを確認するために、5月に調査を行います。